

3 知事は、里山整備利用地域として認定を受けた里山について、地域住民等による自発的な活動が行われていない等の理由により、里山整備利用地域として認定しておくことが適当でないとするときは、里山整備利用地域としての認定を取り消すことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該里山整備利用地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

(里山利用協定)

第27条 里山整備利用地域を管轄する市町村長は、里山の整備及び利用を促進するため、里山整備利用地域に係る森林所有者と里山の整備又は利用を希望する団体等とによる里山の利用に関する協定（以下この条及び次条において「里山利用協定」という。）の締結が促進されるよう情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村長は、里山利用協定の締結を促進するため、里山整備利用推進協議会に協力を要請することができる。

3 県は、里山利用協定の締結を促進しようとする市町村を支援するため、里山の整備又は利用を希望する団体等に係る情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、里山利用協定の締結を促進するため、里山整備利用地域における里山の整備及び利用に関する活動の状況、里山利用協定の締結の状況等についての広報を積極的に実施するものとする。

(里山の整備及び利用に関する活動に対する支援)

第28条 県は、里山利用協定による活動、里山整備利用推進協議会

の活動その他里山整備利用地域における里山の整備及び利用に関する活動を促進するため、市町村と連携して、里山において自発的な活動をしようとする地域住民等に対して、助言、講習会の開催、情報の提供その他必要な支援措置を講ずるものとする。

第5章 補則

(補則)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

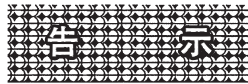
(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章から第6章までの規定は、平成17年1月1日から施行する。

林 政 課



長野県告示第561号

平成16年10月8日成立した平成16年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成16年10月14日

長野県知事 田 中 康 夫

平成16年度長野県一般会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	1974 億 9958 万 8 千円	27 億 6732 万 3 千円	2002 億 6691 万 1 千円
7 分担金及び負担金	48 億 4553 万 円	400 万 円	48 億 4953 万 円
9 国庫支出金	1352 億 2891 万 9 千円	3899 万 5 千円	1352 億 6791 万 4 千円
10 財産収入	19 億 7285 万 4 千円	3 億 2865 万 円	23 億 150 万 4 千円
11 寄付金	5024 万 円	1000 万 5 千円	6024 万 5 千円
12 繰入金	343 億 8625 万 5 千円	1 億 3039 万 1 千円	345 億 1664 万 6 千円
14 諸収入	830 億 8012 万 6 千円	473 万 円	830 億 8485 万 6 千円
15 県債	950 億 7700 万 円	5300 万 円	951 億 3000 万 円
歳入合計	8765 億 4616 万 3 千円	33 億 3709 万 4 千円	8798 億 8325 万 7 千円

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	13 億 5293 万 3 千円	8410 万 円	14 億 3703 万 3 千円
2 総務費	382 億 6856 万 9 千円	7931 万 5 千円	383 億 4788 万 4 千円
3 民生費	676 億 4200 万 7 千円	3719 万 6 千円	676 億 7920 万 3 千円
4 衛生費	202 億 5943 万 8 千円	1140 万 円	202 億 7083 万 8 千円
5 労働費	44 億 8500 万 2 千円	9601 万 4 千円	45 億 8101 万 6 千円
6 生活環境費	57 億 6828 万 8 千円	500 万 円	57 億 7328 万 8 千円
7 農林水産業費	565 億 1905 万 4 千円	5279 万 2 千円	565 億 7184 万 6 千円

8 商工費	714 億 2970 万 7 千円	3 億 5765 万 4 千円	717 億 8736 万 1 千円
9 土木費	1301 億 6073 万 1 千円	24 億 1263 万 7 千円	1325 億 7336 万 8 千円
10 警察費	428 億 5197 万 9 千円	4335 万 7 千円	428 億 9533 万 6 千円
11 教育費	1964 億 653 万 4 千円	2062 万 9 千円	1964 億 2716 万 3 千円
14 諸支出金	619 億 7755 万 円	1 億 3700 万 円	621 億 1455 万 円
歳出合計	8765 億 4616 万 3 千円	33 億 3709 万 4 千円	8798 億 8325 万 7 千円
2 繰越明許費			
雪寒対策道路費ほか21件	金額	55 億 6032 万 4 千円	
3 債務負担行為補正			
農作物等災害経営支援利子助成	限度額	445 万 5 千円	
4 地方債補正			
砂防事業費ほか1件	限度額	5300 万 円	

平成16年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	19 億 559 万 4 千円	3 億 6743 万 4 千円	22 億 7302 万 8 千円
歳入合計	117 億 5038 万 5 千円	3 億 6743 万 4 千円	121 億 1781 万 9 千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	89 億 7679 万 1 千円	3 億 6743 万 4 千円	93 億 4422 万 5 千円
歳出合計	117 億 5038 万 5 千円	3 億 6743 万 4 千円	121 億 1781 万 9 千円

平成16年度長野県企業特別会計補正予算

会計名	既決予定額	補正予定額	計
病院事業会計(第1号)	227 億 1346 万 7 千円	1 億 8900 万 円	229 億 246 万 7 千円
ガス事業会計(第1号)	65 億 3736 万 5 千円	3 億 円	68 億 3736 万 5 千円
合計	431 億 3059 万 8 千円	4 億 8900 万 円	436 億 1959 万 8 千円

財政改革チーム

長野県告示第562号

平成16年10月8日成立した平成16年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成16年10月14日

長野県知事 田中康夫

平成16年度長野県一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	2372 億 7700 万 円	17 億 6877 万 2 千円	2390 億 4577 万 2 千円
9 国庫支出金	1352 億 6791 万 4 千円	4 億 9989 万 5 千円	1357 億 6780 万 9 千円
歳入合計	8798 億 8325 万 7 千円	22 億 6866 万 7 千円	8821 億 5192 万 4 千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	14 億 3703 万 3 千円	277 万 7 千円	14 億 3981 万 円
2 総務費	383 億 4788 万 4 千円	9331 万 6 千円	384 億 4120 万 円
3 民生費	676 億 7920 万 3 千円	4775 万 7 千円	677 億 2696 万 円
4 衛生費	202 億 7083 万 8 千円	4596 万 4 千円	203 億 1680 万 2 千円
5 労働費	45 億 8101 万 6 千円	1391 万 7 千円	45 億 9493 万 3 千円
6 生活環境費	57 億 7328 万 8 千円	2281 万 5 千円	57 億 9610 万 3 千円
7 農林水産業費	565 億 7184 万 6 千円	1 億 2757 万 6 千円	566 億 9942 万 2 千円
8 商工費	717 億 8736 万 1 千円	2315 万 4 千円	718 億 1051 万 5 千円

9 土木費	1325 億 7336 万 8 千円	1 億 852 万 円	1326 億 8188 万 8 千円
10 警察費	428 億 9533 万 6 千円	3 億 940 万 6 千円	432 億 474 万 2 千円
11 教育費	1964 億 2716 万 3 千円	14 億 7346 万 5 千円	1979 億 62 万 8 千円
歳出合計	8798 億 8325 万 7 千円	22 億 6866 万 7 千円	8821 億 5192 万 4 千円

平成16年度長野県営林経営費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	837 万 4 千円	41 万 2 千円	878 万 6 千円
歳入合計	4 億 3237 万 7 千円	41 万 2 千円	4 億 3278 万 9 千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 県営林経営費	4 億 3237 万 7 千円	41 万 2 千円	4 億 3278 万 9 千円
歳出合計	4 億 3237 万 7 千円	41 万 2 千円	4 億 3278 万 9 千円

平成16年度長野県企業特別会計補正予算

会計名	既決予定額	補正予定額	計
病院事業会計(第2号)	229 億 246 万 7 千円	7407 万 5 千円	229 億 7654 万 2 千円
電気事業会計(第1号)	51 億 455 万 4 千円	417 万 4 千円	51 億 872 万 8 千円
ガス事業会計(第2号)	68 億 3736 万 5 千円	611 万 7 千円	68 億 4348 万 2 千円
水道事業会計(第1号)	85 億 3495 万 円	511 万 円	85 億 4006 万 円
観光事業会計(第2号)	2 億 4026 万 2 千円	19 万 7 千円	2 億 4045 万 9 千円
合計	436 億 1959 万 8 千円	8967 万 3 千円	437 億 927 万 1 千円

財政改革チーム

長野県告示第563号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成16年10月14日

長野県知事 田中康夫

- 作業種類 基本測量(基準点測量)
- 作業期間 平成16年6月1日から平成16年9月30日まで
- 作業地域 下伊那郡阿南町、木曾郡上松町、下高井郡山ノ内町

監理課

長野県告示第564号

御代田町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年10月14日

長野県知事 田中康夫

- 作業種類 公共測量(2級基準点、3級基準点、3級水準点)
- 作業期間 平成16年10月8日から平成16年12月22日まで
- 作業地域 北佐久郡御代田町中部

監理課

長野県告示第565号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年10月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年10月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 中津川南木曾線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡南木曾町大字吾妻1786番の3地先から 木曾郡南木曾町大字吾妻1816番の9地先まで	旧	29.2~50.8 m	0.1760 km
同 上	新	30.9~50.8	0.1760

道路維持課

長野県長野地方事務所告示第5号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成16年10月4日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

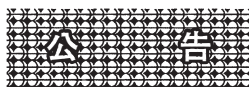
平成16年10月14日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

住 所 名 称

上水内郡牟礼村牟礼2704 柳 沢 英 雄

会 計 課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年10月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁非常用自家発電設備整備点検作業一式

(2) 役務の特質

長野県庁舎の非常用自家発電設備3台（議会増築棟 1,000KVA、西庁舎 750KVA、西庁舎電算用 500KVA）の整備点検作業

(3) 履行期間

契約締結日から平成16年12月15日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する

金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に1,000KVA以上の非常用自家発電設備に係る整備点検作業の元請契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年10月25日 午後3時
イ 場所 長野県庁 本館2階 入札室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成16年10月20日（水）午後5時までに提出してください。なお、提出した書類の内容等について不備な事項等があった場合は、開札日の前日までに入札に参加を希望する者の負担において当該書類の再提出を行うなど完全な説明をしてください。
- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当